

令和 7 年 8 月豪雨に伴う宅地敷地内土砂等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年 8 月の豪雨災害により宅地敷地内に土砂等が流れ込み、被害を受けた土地の所有者、居住者及び管理者（以下「被災者」という。）に対し、土砂等の撤去に伴う費用を補助することで、住民の安心及び公衆衛生の保全を図ることを目的として、予算の範囲内で令和 7 年 8 月豪雨に伴う宅地敷地内土砂等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成 1 7 年宇城市規則第 4 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 豪雨災害 令和 7 年 8 月の豪雨災害をいう。
- (2) 宅地敷地内 現況が宅地であり、住居、倉庫等の建築物が建っている場所をいう。
- (3) 土砂等 土砂崩れ又は河川の氾濫によって堆積した、土砂、倒木等をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、豪雨災害で被災した建物の居住者、所有者又は管理者で、当該被災に係る土砂等の撤去又は運搬を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宇城市暴力団排除条例（平成 2 3 年宇城市条例第 1 7 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者は対象としない。

(交付の対象)

第 4 条 交付の対象となる土砂等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宅地敷地内の土砂等
- (2) 地区が所有している公民館、集会所等の敷地内の土砂等
- (3) 市が認めた土地の土砂等
- (4) 前各号の規定にかかわらず、構造物の解体や処分は対象外とする。ただし、豪雨災害によって、すでに敷地内に散乱しており、土砂等と区別し難いときは交付の対象とする。

(交付の基準)

第 5 条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り交付する。

- (1) 被害が、故意又は人為的な過失によるものでないこと。
- (2) 被災者のみでは撤去が困難であること。
- (3) 土砂等の撤去費について、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）に基づく障害物の除去費及び他の補助金の交付を受けていないこと。

- 2 前条第 1 号及び第 2 号が同一敷地内にある場合は、重複して交付しないものとする。

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第 4 条に規定する土砂等の撤去又は運搬に係るものであり、次に定める経費とする。ただし、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価に定める額を上限とする。

- (1) 機械、重機等の借り上げ代
- (2) 作業員への日当。ただし、同居の親族への日当は対象外とする。

- (3) 事業所等に土砂等の撤去を依頼した場合の委託料。ただし、第3条及び第4条に基づかない費用については対象外とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の10分の10の額（300万円を上限とする。）とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

(交付の申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年8月豪雨に伴う宅地敷地内土砂等撤去費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出し、その審査を受けなければならないものとする。

- 2 補助金の申請は、令和7年11月28日までにしなければならないものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により補助金交付が適当であると決定したときは、令和7年8月豪雨に伴う宅地敷地内土砂等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の審査により補助金交付が不适当であると決定したときは、令和7年8月豪雨に伴う宅地敷地内土砂等撤去費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、補助金の額の確定通知を省略することができる。

(交付請求)

第10条 前条の通知により交付の決定を受けた申請者は、令和7年8月豪雨に伴う宅地敷地内土砂等撤去費補助金請求書（様式第4号）により、市長に請求しなければならないものとする。

(交付の制限)

第11条 市長は、虚偽の申請、土砂等の不適切な処理その他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月18日から施行し、令和7年8月10日から適用する。